

就実学術成果リポジトリ運用指針

制定 平成27年6月30日

改正 平成30年4月 1日

図書・紀要委員会制定

(目的)

第1 この指針は、就実大学大学院・就実大学・就実短期大学（以下「本学」という。）において運用する就実大学大学院・就実大学・就実短期大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用方針を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この指針においてリポジトリとは本学の研究・教育等により得られた電子的形態の学術成果・資料（以下「成果資料」という。）を収集、登録、保存し、インターネットを活用して発信することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に貢献するためのシステムをいう。

(管理・運用)

第3 リポジトリの管理・運用は図書館において行う。

(登録者)

第4 リポジトリに学術成果・資料を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍または在籍したことのある教職員及び学生
- (2) 図書・紀要委員会で登録を認めた者

(登録対象成果資料)

第5 リポジトリに登録することができる成果資料は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 第4に掲げる者が、本学在学中に単独もしくは共同で作成した成果資料であること。
- (2) 法令、社会通念及びセキュリティ上、問題が生じない成果資料であること。
- (3) 知的財産権に係る法令が遵守されていること。
- (4) 次のいずれかに該当する成果資料であること。
 - ①学内紀要や学内著作物に掲載された成果資料
 - ②大学院博士課程における学位授与審査論文
 - ③前二号に掲げるもののほか、図書・紀要委員会が特に認めた成果資料

(5) 掲載する資料はPDF化したものであること。

(削除)

第6 図書館は、次のいずれかに該当する場合は、リポジトリに登録された成果資料を削除できる。

- (1) 登録者から削除の申し出があり、図書・紀要委員会がこれを承認した場合
- (2) 図書・紀要委員会において公開を不適當であると判断し、削除することを決定した場合

(免責事項)

第7 本学は登録資料の公開にあたり、利用者に対して利用条件について注意を喚起する。その上で登録資料の公開によって発生した損害については、本学は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第8 この指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、図書・紀要委員会において定める。

附則

- 1 この指針は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 第5の改正は、平成30年4月1日から施行する。